

中部運輸局自動車交通部

令和4年12月7日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
松岡、桑原 TEL 052-952-8038

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当
宮川、中野 TEL 058-279-3714

トラック事業者を許可の取消し処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、令和4年12月7日付けで許可の取消し処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：岐阜第一物流 有限会社

住所：岐阜県瑞穂市十九条326-1

営業所名：本社営業所（岐阜県瑞穂市十九条字石塚326-1）

2. 監査端緒

法令違反の疑いがある情報が寄せられたことを端緒として、令和4年8月9日に一般監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

（1）整備管理者が全く不在（選任なし）であった。

（貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）

（2）運行管理者が全く不在（選任なし）であった。

（貨物自動車運送事業法第18条第1項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）

（3）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第1項）

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）

- (4) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (5) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヵ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)
- (6) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (7) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

4. 行政処分の内容

処分内容：許可の取消し

許可の取消日：令和4年12月21日

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 80点

当該事業者の累積違反点数 85点

以上